The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	石清水八幡宮権別当宗清亡息追善願文考 ： 菅原為長の『本朝文集』所収願文を中心に
Author(s)	中川, 真弓
Citation	詞林. 2014, 56, p. 1-11
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67670
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

石清水八幡宮権別当宗清亡息追善願文考

――菅原為長の『本朝文集』所収願文を中心に――

中川　真弓

はじめに

『本朝文集』巻六十六には、菅原為長（一一五八～一二四六）により執筆された文章が何点か載せられている。そのうちの一つ、「為二亡男某一修二冥福一願文〈代二法印宗清一〉」（亡男某の為に冥福を修する願文〈法印宗清に代わりて〉）は、貞永元年（一二三二）に石清水八幡宮権別当宗清が亡息のために供養をおこなうにあたり、為長に執筆を依頼したものである。

宗清を願主とする願文は、他にも何点か確認することができる。その中でも、よく知られているものとして、藤原定家によって執筆された「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」が挙げられる。大江周房を作者とする真名文を、宗清の依頼によって仮名文に改めた定家筆の願文案は、先行研究でも様々に論じられてきた。しかし、それらと比較すると、為長が執筆した願文は研究の俎上にほとんど載せられていないようである。

そこで本稿では、菅原為長「為二亡男某一修二冥福一願文〈代二法印宗清一〉」を対象として、美術史の分野などにも目を配りながら考察してみたい。また、石清水八幡宮が所蔵し、現在重要文化財に指定されている田中宗清関係願文についても、従来の解釈における誤解を正したい。

一　「宗清願文」について

石清水八幡宮別当家の宗清（一一九〇～一二三七）は、家伝文書や記録をまとめて『宮寺縁事抄』を編纂した人物である。建久元年（一一九〇）に道清の子として生まれ、建久九年（一一九八）に出家。元久元年（一二〇四）に権少僧都に任ぜられ、同三年（一二〇六）十七歳で、道清の死去に伴い権別当に転任する。建暦三年（一二一四）には法印に叙され、のちに検校となり、嘉禎三年（一二三七）に四八歳で没した[1]。

『明月記』の記事には、同時代に生きた定家と宗清の交流が記されていることが知られる。また『明月記』の紙背文書には、宗清から定家に宛てた書状が残されており、両者のさらに深い交流が明らかにされている[2]。

先述したように、石清水八幡宮権別当であった宗清が定家に執筆を依頼したのが「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」である。この作品の前提には、建保五年（一二一七）に大江周房が執筆した願文（『群書類従』神祇部所収「権別当宗清法印立願文」）の存在がある。定家の作品は、大江周房による真名文を訓読して書き換えたものである。[3]

貞応二年（一二二三）十年の年記をもつ定家自筆本が伝存しており、[4]双方の願文を比較することによって、定家が真名文をどのように訓読した上で仮名文に移したかを具体的にたどることができる。この点については、国語学の方面からの研究も豊富で、定家筆の漢字仮名交じり文の言語事象とその資料的価値について研究が深められている。[5]

さらに、宗清を願主とする願文として知られるものに、石清水八幡宮が所蔵し、現在は国の重要文化財となっている「石清水八幡宮田中宗清願文」二巻がある。『石清水八幡宮文書目録』に栗之部の栗二十六・栗二十七として載せられており、『本朝文集』巻六十五にも所収されている。

そのうちの一巻は、文末に「貞永元年（一二三二）九月廿日」の日付があり、その下に「仏子僧宮寺権別当法印大和尚位宗清」と位署書きされている。巻末には、四条盛経（一一六一～一二三五）の作文であること、世尊寺行能（一一七九～一二五五）による清書であることが記されている。

もう一巻は、日付と位署を記していたと思われる巻末の一紙を欠いているが、『本朝文集』所収の当該願文によって、日付は天福元年（一二三三）七月十七日、願主は同じく「仏子法印大和尚位宗清」であること、藤原家光（一一九八～一二三六）が作者であることが知られる。清書者は、書体の特徴によって、先の貞永元年（一二三二）の一巻と同じく世尊寺行能であると推定されている。

文化庁によって公開されている「国指定文化財等データベース」[6]に拠れば、重要文化財となっている右の願文については、

石清水八幡宮法印田中宗清（一一九〇―一二三七年）が発願者となって、一六歳で亡くなった弟章清の冥福を祈る追善供養のために作成された願文二巻である。宗清は石清水八幡宮の経営に尽力するとともに、文書を整理して「宮寺縁事抄」の編纂を行うなど、石清水八幡宮発展期の中心人物として活躍している。

とある。しかしながら、引用傍線部に見られる「弟章清」は誤りと見られ、後に考察するように、章清は宗清の子であるとするのが正しいと考えられる。

右の願文二首の内容を見ると、貞永元年（一二三二）九月二十日付の願文は、章清の四十九日供養の際のもの（「国指定文化財等データベース」では五七日忌とする）、天福元年（一二三三）七月十七日付の願文は、章清の一周忌供養の際のものである。本稿で取り上げる『本朝文集』巻六十六所収、菅原

為長によって執筆された「為亡男某修冥福願文〈代法印宗清〉」（亡男某の為に冥福を修する願文〈法印宗清に代わりて〉）は、貞永元年（一二三二）十二月十五日のもので、先の願文と同様、章清の供養のために執筆された。次節では、この願文について、具体的に取り上げたい。

二　「亡男某の為に冥福を修する願文〈法印宗清に代わりて〉」

菅原為長が執筆した、『本朝文集』巻六十六（国史大系本）所収願文の内容を検討するために、本文と訓読文を次に掲げる。本文は理解の一助となるよう、句形を整序して示す（行頭に行数を示す）。また訓読文は、試みに内容を各段に分けて示す（本文の行数を合わせて示す）。句読点は私に施した。

【本文】

仏子宗清、
不レ堪二恋子之心一、
敬凝二導西之誠一。
夫、
5生死之界者空法也、無レ常無レ免、
父子之道者天性也、有レ慈有レ孝。
始終有レ限之故、無二死而復生一、
老少不定之故、有二子之先レ父。
魏東門呉之不レ憂、若是悟二此理一歟、
10唐白居易之難レ忍、将又迷二此理一歟。
不レ憂之智不レ可レ及、
難レ忍之心太相似。
弟子有レ子、齢已十六歳、
告レ離惜レ離、悲又千万始。
15憶生二累代祠官之家一、宜下継二吾跡一兮為中敬神之器上、
豈図赴二九夜永隔之路一、可レ令下二双親一兮営中成仏之謀上。
逝水不レ返、石清水之神力縦難レ及、
斯土所レ思、金刹土之仏意何不レ憐。
吁嗟、
20訪二顔黄門之遺誡一、七月半之望在レ誰、
言二心丹府之新悲一、子愁亭之号何益。
渓気向レ春、妬三猶鶯児之欲二再出一、
郷信何日、恨二亦雁賓之不レ可レ通。
今生之面会永空、
25他界之音問亦絶。
何以休二恋慕之思一、
何以知二罪福之趣一。
只、
須下憑二大雄一兮為二使鳥一、
30写二華文一兮代中芳礼上者也。
仍、

黒漆厨子、
奉四造立安置三寸八分阿弥陀如来像一体、
御身内奉レ納二東寺仏舎利一粒。
35正面左扉図絵普賢菩薩像、
同右扉図絵大菩薩御体。
此皆以前供養早畢。委趣見彼願文。
其後夢告維新。色目聊有相違。
双扉之右、改大菩薩御体兮図観世音。
40厨子之奥、左扁書帝釈梵字、右扁書炎魔天梵字。
中奉レ移大菩薩御体兮並阿弥陀。
事之次第、誠以有レ謂。
奉レ模写
法華経内方便品、薬草喩品、提婆品、寿量品。
45奉レ書写
般若心経一巻、
悲華経第二、
大方広円覚修多羅了義経一巻、
華厳経第十六夜摩天宮菩薩偈説品一巻。
50加レ之、
我有一面之鏡、
已為三代之宝。
幽霊若継弟子之跡者、
此物可レ入幽霊之手歟。

55今先于我、
又伝于誰。
為レ施三宝、
所レ鋳一磬也。
有桂月之輪、
60有蓮花之形。
毎レ発造次磬声、宜レ照大円鏡智。
又、
変三尺之□剣、造成于剃□鬢髪之器、
施十口之雲衲、廻向于摧破業障之資。
65方今、
当窮陰之月、
凝和南之霧。
幽霊流転之業、共流景而謝尽、
幽霊花報之粧、先花春而開敷。
70法眼之旧名、尚及□生、再得法眼浄之位、
大神之冥助、何限今世、宜レ授大神通之相。
先詣仏所、可レ励引導於慈父慈母万歳之後、
若成仏道、可レ比教誡於浄蔵浄眼二子之子。
心結後縁、
75再得相□。
凡厥、
一切衆生、

皆成二仏道一。
敬白。
80　貞永元年十二月十五日

【訓読】

仏子宗清、恋子の心に堪えず、敬んで導西の誡を凝らす。
（第一段　1～3行目）

夫れ、生死の界は空法なり、常無く免るること無し、父子の道は天性なり、慈しみ有り 孝有り。始終限り有るが故に、死して復た生まるること無く、老少不定の故に、子の父に先んずること有り。魏の東門呉の憂へざる、若し是れ此の理を悟るか。唐の白居易の忍び難き、将に又た此の理に迷ふか。憂へざる智、及ぶべからず、忍び難き心、太だ相ひ似たり。
（第二段　4～12行目）

弟子 子有り、齢 已に十六歳、離れを告げ離れを惜しむ、悲しみ又た千万始む。憶ふらく、累代祠官の家に生まれ、宜しく吾が跡を継ぎて敬神の器と為るべしと。豈に図らんや、九夜永隔の路に赴き、双親をして成仏の謀を営ましむべしとは。逝く水 返らず、石清水の神力 縦ひ及び難くとも、斯の土 思ふ所、金刹土の仏意 何ぞ憐れまざらん。
（第三段　13～18行目）

吁嗟、顔黄門の遺誡を訪ふに、七月半の望み 誰に在らん。心丹府の新悲を言ふに、子愁亭の号 何の益かあらん。渓気春に向かひ、猶ほ鶯児の再び出んとするを妬む。郷信何れの日ぞ、亦た雁賓の通ふべからざることを恨む。今生の面会永く空し、他界の音問 亦た絶ゆ。何ぞ以て恋慕の思ひを休めん、何ぞ以て罪福の趣きを知らん。只だ、須く大雄を憑みて使鳥と為し、華文を写して芳礼に代へんとすべきものなり。
（第四段　19～30行目）

仍りて、黒漆厨子、三寸八分阿弥陀如来像一体を造立・安置し奉り、御身の内に東寺仏舎利一粒を納め奉る。正面左扉には普賢菩薩像を図絵し、同右扉には大菩薩の御体を図絵す。此れ皆 以前の供養 早く畢りぬ。委しき趣は彼の願文に見ゆ。其の後夢の告げ維れ新なり。色目聊か相違有り。双扉の右は、大菩薩の御体を改め観世音を図す。厨子の奥は、左扉に帝釈の梵字を書き、右扉に炎魔天の梵字を書く。中は大菩薩の御体を移し奉り阿弥陀に並ぶ。事の次第、誠に以て謂れ有り。法華経内方便品・薬草喩品・提婆品・寿量品を模写し奉り、般若心経一巻・悲華経第二・大方広円覚修多羅了義経一巻・華厳経第十六夜摩天宮菩薩偈説品一巻を書写し奉る。
（第五段　31～49行目）

しかのみならず、我 一面の鏡有り、已に三代の宝と為す。幽霊 若し弟子の跡を継がば、此の物 幽霊の手に入るべきか。今 我に先んず、又た誰に伝えん。三宝に施さんが為に、一磬を鋳る所なり。桂月の輪 有り、蓮花の形 有り。造次の磬声を発する毎に、宜しく大円鏡智を照らすべし。又た、三尺

の□剣を変じて、剃□鬢髪の器に造成す。十口の雲衲を施して、摧破業障の資に廻向す。　（第六段　50～64行目）

方に今、窮陰の月に当たり、和南の霧を凝らす。幽霊流転の業、流景と共にして謝尽し、幽霊花報の粧、花春に先んじて開敷す。法眼の旧名、尚ほ□生に及び、再び法眼浄の位を得ん。大神の冥助、何ぞ今世に限らん、宜しく大神通の相を授くべし。先んじて仏所に詣で、引導を慈父慈母 万歳の後に励むべし。若し仏道を成さば、教誡を浄蔵浄眼 二子の子に比ぶべし。心して後縁を結び、再び相□を得ん。凡そ厥ち、一切衆生、皆仏道を為さんことを。敬んで白す。

（第七段　65～79行目）

貞永元年（一二三二）十二月十五日

願文の題目である「為二亡男某一修二冥福一願文〈代二法印宗清一〉」（亡男某の為に冥福を修する願文〈法印宗清に代わりて〉）における「亡男」とは、前節で触れたように、宗清の子、章清を指す。貞永元年（一二三二）九月二十日付の章清四十九日供養願文や、天福元年（一二三三）七月十七日付の章清一周忌供養願文が取り上げられる際に、章清を宗清の「弟」とする誤解が生じるのは、恐らく本文に「亡弟」という語があるためと考えられる。宗清・章清は、父子であると同時に、石清水八幡宮寺僧という師弟関係にもあった。したがって、「弟子」という意味で「亡弟」の語が用いられているのである。実際に願文を読むと、そこには両者が紛れもなく父子であることが示されている。

願文を、試みに大きく七段に分けた。願文の前半（第一～四段）は、宗清の、子を失った悲しみが切々と述べられる。第二段では、魏の東門呉と唐の白居易の例が対句で示されている。「東門呉」は、『列子』に見える春秋戦国時代・魏の人物である。自分の子を限りなく可愛がっていた東門呉が、その子が亡くなったときに全く悲しまなかったので、妻が不審に思いその理由を尋ねたところ、「もともと子がいなかったときは全く憂うことがなかった。今、子が死んで、子がいなかった以前の状況と同じになった。だから悲しまないのだ」と答えたという。願文は、その故事を踏まえ、東門呉が生死の理を悟っていたかと述べる。対句となる「白居易」には、三歳で亡くなった金鑾子という女児がいた。白居易の詩「念金鑾子」では、「況念夭化時、嘔唖初学語。始知骨肉愛、乃是憂悲聚。唯思未有前、以理遣傷苦。（況んや夭化の時を念ふに、嘔唖初めて語を学びき。始めて骨肉の愛を知る、乃ち是れ憂悲聚まる。唯だ未だ有らざる前を思ひ、理を以て傷苦を遣る。）」とあり、子がまだいなかった頃を回想して、喪失体験の苦しみを耐えようとしている。願文では、東門呉や白居易の例を挙げながら、宗清の章清を亡くしたことへの哀傷の念が切々と綴られる。さらに、十六歳で亡くなった章清を悼みながら、どのような供養を具体的にしたのかという内容へと進められる。

第五段は、宗清が奉納した供養物の列挙である。黒漆厨子を造り、三寸八分の阿弥陀如来像一体を造立・安置したという。願文にはその厨子内側の詳細が述べられている。また、『法華経』方便品・薬草喩品・提婆品・寿量品、『般若心経』、『悲華経』、『大方広円覚修多羅了義経』、『華厳経』夜摩天宮菩薩説偈品第十六などを書写したという。さらに、第六段では、伝来の鏡や三尺の剣を鋳直して、仏具を造り、施入したことが述べられている。最終の第七段は、来世のことを祈願して結ばれる。

ところで、第五段に挙げられている供養物のうち、黒漆厨子は、この貞永元年（一二三二）十二月の供養時、すでに出来上がっていたもので、文中にも「此れ皆 以前の供養 早く畢りぬ。委しき趣は彼の願文に見ゆ」とある。[8] この黒漆厨子の内部をめぐり、為長の願文から見えてくる事実について、次節で考察を加えたい。

三 「夢」の前後――黒漆厨子の内部をめぐって

本節で考察の対象となる願文の部分を、以下に掲げる。

仍、黒漆厨子、奉造立安置三寸八分阿弥陀如来像一体、御身内奉納東寺仏舎利一粒。正面左扉図絵普賢菩薩像、同右扉図絵大菩薩御体。此皆以前供養早畢。委趣見彼願文。**其後夢告維新。色目聊有相違。**双扉之右、改大菩薩御体兮図観世音。厨子之奥、左扉書帝釈梵字、右扉書炎魔天梵字。中奉移大菩薩御体兮並阿弥陀。事之次第、誠以有謂。

（仍りて、黒漆厨子、三寸八分阿弥陀如来像一体を造立・安置し奉り、御身の内に東寺の仏舎利一粒を納め奉る。正面左扉には普賢菩薩像を図絵し、同右扉には大菩薩の御体を図絵す。此れ皆以前の供養早く畢りぬ。委しき趣は彼の願文に見ゆ。其の後夢の告げ維れ新なり。色目聊か相違有り。双扉の右は、大菩薩の御体を改め観世音を図す。厨子の奥は、左扉に帝釈の梵字を書き、右扉に炎魔天の梵字を書く。中は大菩薩の御体を移し奉り阿弥陀に並ぶ。事の次第、誠に以て謂れ有り。）

宗清は亡息章清のために黒漆厨子を造り、その中に東寺の仏舎利一粒を納めた三寸八分の阿弥陀如来像を安置した。厨子の正面左扉には普賢菩薩像、右扉には大菩薩像が描かれた。これらについては以前に供養がおこなわれていた。ところが、その供養の後で問題が起こる。厨子に描かれた絵の配置に不備があったという。それを知らしめたのは〈夢の告げ〉であった。

夢告に従い、厨子の正面右扉には、大菩薩像を改め観世音像が描かれた。厨子奥の左扉には帝釈天の梵字、右扉には炎魔天の梵字が追加された。そして厨子奥中央には、以前は右扉に描かれていた大菩薩像を移して本尊阿弥陀如来像と（前

後に）並べた、という。既に造られ供養も済まされていた厨子であったが、夢告によって尊像の配置内容が覆されたのであった。以下に、配置換えについて、願文に見える分を表にして示す。

【夢告の前後と尊像の配置換え】

	夢告前	夢告後
正面左扉	普賢菩薩像を図絵	——
正面右扉	**大菩薩御体を図絵**	観世音（聖観音）を図す
厨子奥左扉	——	帝釈天梵字
厨子奥右扉	——	炎魔天梵字
厨子奥中	——	**大菩薩御体**（阿弥陀に並ぶ）

すでに図絵されている尊像を描き改めるというのは、それ相応の〈理由〉が必要であったと考えられるが、「大菩薩像」すなわち八幡大菩薩の尊像が中央の阿弥陀像に並べられたことの必然性については、次の記事が参考になると思われる。

真縁上人は、愛宕護山の月輪寺に住せり。常に誓願を起てて曰く、法花経の文に常在霊鷲山、及余諸住所といふ。日本国はあに入らざる余の所ならむや。然らば面りに生身の仏を見奉らむといへり。……第八巻の内題に到りて、行業已に満てり。その夜の夢に曰く、石清水に参るべし、云々といふ。かの宮に毎朝に御殿の戸を開く者を宮主と謂ふ。忽ちに客僧の御帳の前にあるを見て、大きに驚きて追却せむとを欲す。この間に石清水別当〈その名を失ふ〉使を遣して、宮主の僧に告げて曰く、神殿の中に定めて客僧あらむ。左右にすべからず。これ今夜の夢の中に霊託を蒙るが故なり、云々といへり。ここに知りぬ、生身の仏は、則ちこれ八幡大菩薩なることを。その本覚を謂はば、西方無量寿如来なり。真縁已に生身の仏を見奉れり。あに往生の人にあらずや。

（『続本朝往生伝』16　真縁上人　原漢文）[9]

「西方無量寿如来」とは阿弥陀如来を指す。日本思想大系『続本朝往生伝』の頭注は、石清水八幡大菩薩の本地を阿弥陀如来とする最も古い例であると指摘する。[10] また、宗清の勧進状（「嘉禄元年宗清法印勧進文」）には、次のように述べられている。[11]

しかのみならず阿弥陀如来は、すなわちわが先祖武内大臣の御本地なり。しからばかの極楽教主の機縁をおもへば、まさしき子孫の身と云べし。おなじ娑婆世界の引摂といふらん。かならず父母のあはれみをたれたまへ。

阿弥陀如来が本地仏として重要視されていたことは明らかであり、「大菩薩御体」の厨子の正面右扉から厨子奥中央への〈格上げ〉は、石清水八幡宮および宗清にとって必然性をもっていたと言えるであろう。

ところで、この夢告の後の厨子については、次に示す石清水八幡宮所蔵「仏像目録」によって確認できる。[12]

「仏像目録」一巻

a　（見返し）

可賜修理別当（田中行清）水文小厨子并白木大厨子等仏菩薩目録

嘉禎三年五月十日

検校法印（田中宗清）（花押）

b

黒染小厨子

三寸八分阿弥陀立像〈泥　仏師院範法印〉

左扉図絵普賢菩薩

右扉図絵聖観音像

後中央大菩薩御体

絵師法橋勝円

炎魔天・帝尺種子ヲ左右付之

本尊御身奉納物

亡者所持仏舎利〈安貞年中参東寺、自奉請之、〉

臍緒　髪

御座奉納宗清歯

「仏像目録」一巻は、引用aの見返しに見られる墨書によれば、嘉禎三年（一二三七）五月十日、宗清がその子修理別当行清に譲与した厨子等に納められた仏菩薩像の目録である。厨子ごとに、納められている仏像や曼荼羅等が示され、作者やその由来が記されている。引用bは「仏像目録」の一部であるが、その内容は、先に考察を加えた厨子の内容と一致することが見て取れる。それによれば、「三寸八分阿弥陀立像」は仏師院範法印が造ったものであること、また厨子内部の絵は、絵師法橋勝円の手によるものであることが明らかになる。先行研究において、「仏像目録」は主に彫刻史的関心から注目されてきた。院範を含む院派仏師について取り上げる中で、山本勉氏は次のように述べられている。[13]

院範は冒頭でふれた三寸八分阿弥陀立像のほかにも、同寸法の薬師像、また虚空蔵像をつくっている。阿弥陀像に「泥」と注記があるのは、しあげが金泥塗りであったことを意味するのであろうか。この像の像内には、宗清が安貞年中に東寺に参じ、もらいうけた「亡者所持仏舎利」、そして宗清の髪・へその緒が、また台座内には宗清の歯が納入されているという。宗清が東寺において仏舎利をえたのは、文永四年（一二六七）に行清がしした「奉納地皆厳浄院本尊等身釈迦仏御身御舎利已下事」によれば安貞二年（一二二八）十二月のことである。このころから、本目録のしるされた嘉禎三年までに、この阿弥陀像の製作年代をほぼ限定できる。

山本氏は、阿弥陀像に籠められた納入物について、安貞二

年（一二二八）に東寺でもらいうけた「亡者所持仏舎利」、「臍緒」、「髪」をすべて宗清のものであると考えられている。たしかに、台座内に奉納された「歯」については宗清の名が記されているので、彼の物と考えてよいであろう。しかしながら、その他の納入物についてはどうであろうか。先に取り上げた願文を見ると、東寺の仏舎利一粒を阿弥陀仏像に納入したことが記されている。「仏像目録」に見える「亡者所持仏舎利」の「亡者」とは、貞永元年（一二三二）に亡くなった章清を指すのではないだろうか。「故人が所持していた仏舎利を東寺でもらった」とするよりは、「東寺からもらいうけ、亡者が所持していた仏舎利」と解釈したほうが自然であろう。また、「臍緒」と「髪」についても、同様に「亡者」の所有物であり、宗清が亡くなった章清の供養のために納入したと考えられる。

おわりに

願文は、執筆者の作品であると同時に、願主の行為を意味づける史料ともなるものである。石清水八幡宮別当の田中宗清によって執筆依頼された願文は数種あるが、菅原為長を作者とする『本朝文集』所収願文はこれまでほとんど取り上げられてこなかった。本稿では、重要文化財に指定されている石清水八幡宮所蔵の宗清願文にも着目し、多角的に検討することによって、従来の解釈を正すことができたと考える。この考察により、宗清が亡息のためにおこなった供養に関する事実も明らかとなった。

宗清を願主とする願文群は、原物が現存し、執筆者や清書者を明らかにするものも含まれていることから、当時の供養の様子を知ることができる貴重な資料である。これらの願文を丹念に精査していくことによって、当時の創作活動やそれに関わる人々の交流など、これまで顧みられなかった事象を明らかにすることができると考える。

注

（1）『石清水八幡宮史』史料 第四輯（石清水八幡宮社務所、一九三四年）、『石清水八幡宮文書外 筑波大学所蔵文書（下）』（続群書類従完成会、一九九九年）等所収史料参照。

（2）藤本孝一「田中宗清と藤原定家」（第十七回石清水崇敬会大会講演録）（『清峯』三〇、石清崇敬会、二〇一一年十二月）

（3）川平ひとし「真名本から仮名本へ――〈『詠歌之大概』享受史〉措定のために」（『跡見学園女子大学紀要』一九、一九八六年三月）

（4）『天理図書館善本叢書和書之部68 古文書集』（八木書店、一九八六年）に影印所収。一九八一年に重要文化財指定。

（5）小林芳規「石清水文書田中宗清願文案に現れた藤原定家の用字用語について」（『鎌倉時代語研究』三、一九八一年三月）。また、田中雅和氏による一連の研究がある。
①田中雅和「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」二種（漢字仮名交り文・和化漢文）対照本文（『鎌倉時代語研究』二一、一九九八年五月）

②田中雅和「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」漢字索引（『鎌倉時代語研究』二一、一九九八年五月）
③田中雅和「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」漢字仮名交り本文と和化漢文本文との対照考察（『言語表現研究』一五、一九九九年三月）
④田中雅和「和化漢文と定家の訓読――石清水八幡宮権別当田中宗清願文案における助詞と助字との関係」（『鎌倉時代語研究』二二、一九九九年五月）
⑤田中雅和「和化漢文の定家の訓読における助動詞――岩清水八幡宮権別当田中宗清願文案における助動詞と助字との関係」（『兵庫教育大学研究紀要』二二、二〇〇二年一月）
⑥田中雅和「「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」語彙索引（自立語篇）」（『兵庫教育大学研究紀要』二四、二〇〇四年二月）
⑦田中雅和「「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」語彙索引（附属語篇）」（『兵庫教育大学研究紀要』二五、二〇〇四年九月）
⑧田中雅和「藤原定家の言語表現における用語選択の特徴――田中宗清願文案・毎月抄・近代秀歌・僻案抄の比較を通して」（『兵庫教育大学研究紀要』二六、二〇〇五年二月）

（6）平成九年から公開されている文化庁のインターネットサイト。当該記事は、二〇一四年九月十五日閲覧。

（7）『本朝文集』には、典拠として「鳩嶺雑文」の書名が記されている。

（8）これ以前の供養の願文としては、天福元年（一二三三）七月十七日のものが挙げられる。この願文の原本は後欠となっており、『本朝文集』巻六十五の本文を参照することで、その全体を知ることができる。以下に、供養物について述べた箇所を掲げる。

方今奉図絵来迎阿弥陀如来像一鋪。奉模写妙法蓮華経一部八巻。無量義。観普賢。阿弥陀。心等経各一巻。并浄土三部経等。

（9）日本思想大系（岩波書店、一九七四年）による。

（10）逵日出典『八幡宮寺成立史の研究』（続群書類従完成会、二〇〇三年）参照。

（11）『群書類従』第二輯・神祇部所収。「法印宗清勧進帳」として『大日本古文書』石清水文書巻之二に収載。

（12）『石清水八幡宮史料叢書五 造営・遷宮・回禄』（続群書類従完成会、一九七五年、576頁）による。「仏像目録」については、夙に谷信一「石清水八幡宮記録 仏菩薩目録（公刊）」（『美術研究』四一、一九三五年五月）で紹介され、『大日本史料』にも収録されている。

（13）山本勉「石清水八幡宮検校法印宗清の「仏像目録」と院派仏師」（『MUSEUM（東京国立博物館研究誌）』三七六、一九八二年七月）

【付記】
本稿は、平成26年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）「中世寺院および博士家における願文作品の基礎的研究」（課題番号23・40076）の成果の一つである。

（なかがわ・まゆみ　日本学術振興会特別研究員）